

## 鳥取県告示第 818 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市佐治町刈地字大谷奥491の1から491の12まで、492の1から492の4まで、493の1から493の5まで、字女夫岩494の1、494の2、字コンヤ谷498の1、498の2、字横走り508の1、508の2、字藤ハラ506の4、佐治町大井字ホウニン402の152、402の177から402の179まで、402の183、402の184、402の242から402の244まで、404の1、404の15から404の17まで、字南宮ノ谷431の1、432の1、字寺ノ谷463の1、463の4、字柚ヶ谷480の1、字熊ノ谷497の1、字岩井谷514から516まで、518、520、523、523の1、524、526の2、526の5から526の8まで、526の10、526の12から526の14まで、526の17から526の20まで、527、528、530、533、534、536から538まで、540から543まで、545、字松ゴ谷576の1、576の15から576の17まで、字南藤原谷584から586まで、佐治町加瀬木字大畑90、94、95の1、95の2、97の1、97の2、98の1、100から102まで、103の1、103の2、104から106まで、107の1、107の2、108、114から117まで、119、123、字東畑124、126、128から136まで、140から143まで、145、147の1、149から152まで、153の1、154から157まで、159、160の1、160の2、161、163の1、163の2、165、字柿原705、710の1、字香路口707、708、1003から1006まで、字高足2626、2627、2628の1、2628の2、2629の1から2629の4まで、2630、2631の1から2631の3まで、2632、字東畑上2640の1から2640の7まで、2641の1、2641の2、2641の4、佐治町加茂字大芋谷頭69、71、73、76、78、80、81、86、87、88の1、88の2、89の1、90、91、字大平ラ246の1から246の3まで、246の5から246の7まで

### (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市佐治町刈地字サアシラ480の1、字コンヤ谷498の1、498の2

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）